

飲食店等を経営する事業者の皆さまへ

1月31日をもって 営業時間の短縮要請を終了します

(1月31日までの要請内容)

○ 期 間 1月18日(月)～1月31日(日)

○ 区 域 県内全域

○ 内 容 午後9時から午前5時までの営業自粛
(特措法第24条第9項に基づく要請)

○ 対 象 酒類の提供を行う飲食店
(酒類の提供を行うカラオケ店、ライブハウス等を含む)

時短要請に伴う協力金について

- 名 称 富山県新型コロナウイルス感染症
拡大防止協力金(第2次)
- 金 額 1店舗あたり56万円
- 要 件
 - ① 業界ごとのガイドラインを遵守のうえ、感染防止対策を実施すること
 - ② 要請期間中のすべての期間、営業時間の短縮(又は終日休業)にご協力いただくこと
など

※詳細は関連リンクをご覧ください。